

意見広告

安保法、「共謀罪」法は、

『違憲状態選挙で選ばれた国会議員を含む
国会議員の多数決』で成立しました。

更に、違憲状態選挙で選ばれた国会議員が、憲法改正の発議を行おうとしています。

最高裁判所は、5回連続、違憲状態判決を出しています。^{*1}

違憲状態判決は、【違憲状態の選挙で選ばれた国会議員が立法を行うこと】を認めてしまいます。

1票の価値が不平等の選挙では、

国民の多数意見と国会議員の多数意見が一致する保障がありません。

**1人1票裁判(2016)の最高裁弁論に参加して、
(2017年7月19日(水)午後1時30分)
国民の声を最高裁判所に届けましょう。**

(注)傍聴希望者が多い場合は、事前に抽選が行われます。

代議制民主主義の下では、国会議員の頭数による厳格な多数決で立法が行われ、国会議員の頭数による厳格な多数決で選ばれた内閣総理大臣によって行政が行われます。

代議制民主主義において、国会議員を選ぶ選挙は、主権者である私が、権利として国政に対する影響力を行使できる”唯一”的機会です。言い換れば、私は選挙でしか国政に関する意思決定権を使用する機会がありません。

国民にとって、選挙が全てです。

選挙は、立候補者同士の戦いだけではありません。主権者である私は、自らの意思を国政に反映するため、多数派となるべく、選挙権を行っています。ところが、私は、これまで一度も、憲法の保障する全国民での等価値の1票の投票権を使用できたことがありません。

私は、0.6票分の価値の投票しかできておりません。

私の意思が、有権者の頭数では多数派となつても、0.6票しかないために、国会においては多数派とならないのです。この不条理が、選挙のたびに、繰り返されてきました。

この裁判で、1人1票判決を求めます。

(0.6票君)

あなたの1票の価値をご存じですか？

実は、1票の価値は、住所によって差別されています。

いわゆる、「1票の格差・2倍」というのは、ある選挙区に住む国民(主権者)の1票の価値が、他の選挙区に住む国民(主権者)の0.5票分(半人前扱い)ということと同じ意味です。ある選挙区の国民の1票は、“清き1票”(一人前)ではないのです。

例えば、2016年の参院選(選挙区)での宮城県選挙区の1票の価値は、0.34票^{*2}です。

最高裁判所が、宮城県に住む国民の1票の価値が0.34票分でいいと認めるになると、日本は国民主権とは言えません。

(しんさ君)

*1 2009年衆院選、2010参院選、2012年衆院選、2013年参院選、2014年衆院選のいずれの選挙区選挙も、1票の不平等は違憲状態だったと判決しました。

*2 H27.9.2現在有権者数(総務省)に基づく10倍10減の選挙区割りの場合。

この意見広告は賛同者
のご支援により掲載され
ました。引き続き、ご支援
をお願いいたします。



三井住友銀行 渋谷駅前支店[普通]4301426
郵便振替口座番号 00120-5-417561
名義: 一人一票実現国民会議
クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧下さい。

当NPO法人への寄付金は、確定申告を行うことにより税制上の優遇措置を受けられます。

あなたの1票の価値が0.何票分か
チェックしてみましょう。

<http://www.ippyo.org/>

一人一票

検索

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
[問い合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議

